

# 敦賀市都市計画マップ等 操作マニュアル

令和4年3月更新

敦賀市都市整備部都市政策課

## <目 次>

1	利用上の注意	1
2	本サイトへのアクセス方法	2
3	本サイト上で確認できる情報	4
4	地図表示【目的別】の切替方法	
	(1)「用途地域図」を確認したい場合	5
	(2)「用途地域以外の規制図」を確認したい場合	8
	(3)「屋外広告物条例に関する規制図」を確認したい場合	11
5	各種機能の使用方法	
	(1)住所から探す	14
	(2)距離を測る	17
	(3)面積を測る	19
	(4)印刷プレビュー	21

## 1 利用上の注意

当サイトをご利用いただく場合の推奨するOS及びブラウザは以下のとおりです。

推奨OS	Windows 8.1/10
推奨ブラウザ	Internet Explorer 11 以降

なお、上記に示していないオペレーティングシステム (MacOS X、Unix、Linux 等) やブラウザ (Mozilla 等) でも正常に動作するものがありますが、一部に動作しない、又は全く動作しないものがあります。

本サービスは、本サイトが備えている各機能 (検索、属性表示、計測、印刷編集等) を、個人としてご利用いただく場合に限って、許諾しております。これを逸脱した利用は、本サービス上のさまざまな著作物に関する権利を侵害するおそれがありますので、行わないでください (著作物のうち地図データについては[地図閲覧規約](#)をご覧ください)。

## 2 本サイトへのアクセス方法

①敦賀市ホームページ上「敦賀市都市計画情報マップ等閲覧サイト」を開き、利用にあたっての注意事項をご確認のうえ、「本サイトリンク」をクリックします。

現在のページ [トップページ](#) → [市政情報](#) → [各課からのお知らせ](#) → [都市整備部](#) → [都市政策課](#) → 敦賀市都市計画情報マップ等閲覧サイト

### 敦賀市都市計画情報マップ等閲覧サイト

最終更新日：2020年12月28日

#### 敦賀市都市計画情報マップ等閲覧サイト

敦賀市では、令和2年12月28日より、市内の用途地域などの都市計画情報を、インターネット上で閲覧・印刷できる電子地図情報提供サービスの運用を開始しました。  
職場やご家庭のパソコン、スマートフォンからご利用いただけますので、建築物の設計や土地利用などにぜひご利用ください。  
なお、ご利用にあたっては、本サイト「利用条件」及び下記の注意事項をご確認され、ご同意されたうえでご利用ください。

#### 本サイトリンク

- 敦賀市都市計画情報マップ等閲覧サイト（外部サイト）

地図上で左クリックすると、その時点の都市計画情報等が表示されます。

情報が  
見つからないときは ?

②本サイトの利用にあたっての利用条件をご確認のうえ、「同意する」をクリックします。

敦賀市 電子地図情報提供サービス

**都市計画情報マップ利用上の注意 ※必ずお読みください**

都市計画情報マップの利用にあたっては、下記の利用条件に同意のうえ、ご利用ください。

<記>

- ▶ この地図情報は、都市計画区域のみ整備しており、都市計画区域外の地区につきましてはサービス対象外です。
- ▶ この地図情報は、都市計画及び土地の規制に関するすべての内容を表示するものではありません。
- ▶ この地図情報は、地図の精度上誤差があります。
- ▶ この地図情報は、都市計画法等に関する法定図面ではなく、公に証明する資料として申請等に利用することはできません。表示される項目をご確認のうえ、あくまでも参考図としてご利用ください。
- ▶ 法的な図面や詳細図面等の閲覧、正確な情報が必要な場合、担当窓口でご確認ください。
- ▶ 住所検索については、該当箇所がない場合は、一覧検索または周辺の住所で検索してください。
- ▶ 都市計画に関する情報は、令和元年9月20日現在の内容です。
- ▶ 背景地図における航空写真については、データ変換の関係で表示されない部分、画像のずれている部分がありますので、ご了承下さい。
- ▶ 開発許可区域に関する情報は、平成23年3月31日時点までの内容です。
- ▶ 開発許可区域についての情報は、開発登録簿の索引図用として概ねの区域を掲載しているものであり、誤差が生じている場合があります。特に、複数の開発許可区域が重なり合っている場合は、都市政策課にてご確認ください。
- ▶ 開発登録簿の確認は必ず都市政策課で行ってください。
- ▶ 本サイトは、予告なしに内容の追加・変更・削除・利用停止を行うことがあります。
- ▶ 本サイトの利用により発生したいかなる損害・損失等についても、敦賀市は一切の責任を負いません。

利用条件に

同意する [同意しない](#)

都市政策課 電話番号：0770-22-8137  
[敦賀市ホームページ](#)

③都市計画情報マップ等が表示されます。

敦賀市 電子地図情報提供サービス

使い方を見る

地図上の任意の地点をクリックすると、その地点の都市計画情報が表示されます。

住所から探す 距離を測る 面積を測る 印刷プレビュー 広域図表示 凡例表示

1/2500 1/5000 **1/10000**

福井県敦賀市中央町2丁目付近を表示

**操作ツール**

▼ 地図切替

用途地域図

▼ 用途地域

用途地域凡例 ※用途地域図のみ表示

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域

▼ 凡例・表示切替

都市計画情報 設定

全て選択  全て解除

- 防火地域
- 準防火地域
- 土地区画整理事業
- 臨海地区
- 工業団地造成事業
- 都市計画区域
- 都市計画道路
- 都市計画公園






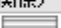



※地図切替画面の「都市計画基本図」は、平成24年3月時点での地図情報です。

※この地図情報は、あくまでも参考図であり、全ての内容を表示しているものではありません。法的な図面や詳細図面等の閲覧、正確な情報につきましては、担当課にてご確認ください。

### 3 本サイト上で確認できる情報

#### 都市計画/用途地域凡例一覧

区分	凡例
用途地域	
第一種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	

区分	凡例
防火・準防火地域	
防火地域	
準防火地域	
都市計画による制限(都市計画法関係)	
土地区画整理事業	
臨港地区	
工業団地造成事業	
都市計画区域	
都市計画道路	
都市計画公園	
都市施設	
開発許可区域	
敦賀市立地適正化計画に基づく区域(都市再生特別措置法関係)	
都市機能誘導区域	
居住誘導区域	
用途地域の指定のない区域(建築基準法関係)	
一般基準区域	
農地保全区域	
自然環境保全区域	
屋外広告物に関する規制(福井県屋外広告物条例関係)	
第1種禁止地域	
第2種禁止地域	
第3種禁止地域	
特定制限地域	
重要交差点	
規制交差点	
第2種禁止地域対象範囲・道路	
第3種禁止地域対象範囲・道路	
敦賀市景観計画に基づく区域(敦賀市景観条例関係)	
景観形成推進地区	
屋外広告物対象路線	

※上記以外の情報

- 敦賀市土地利用調整計画に基づく区域
- 各種規制内容（建築基準法）



地図上では表示されませんが、お調べの住所をクリックすると、該当地点における属性画面にて確認できます

## 4 地図表示【目的別】の切替方法

(1) 「用途地域図」を確認したい場合

① 「地図切替タブ」から「用途地域図」を選択します。

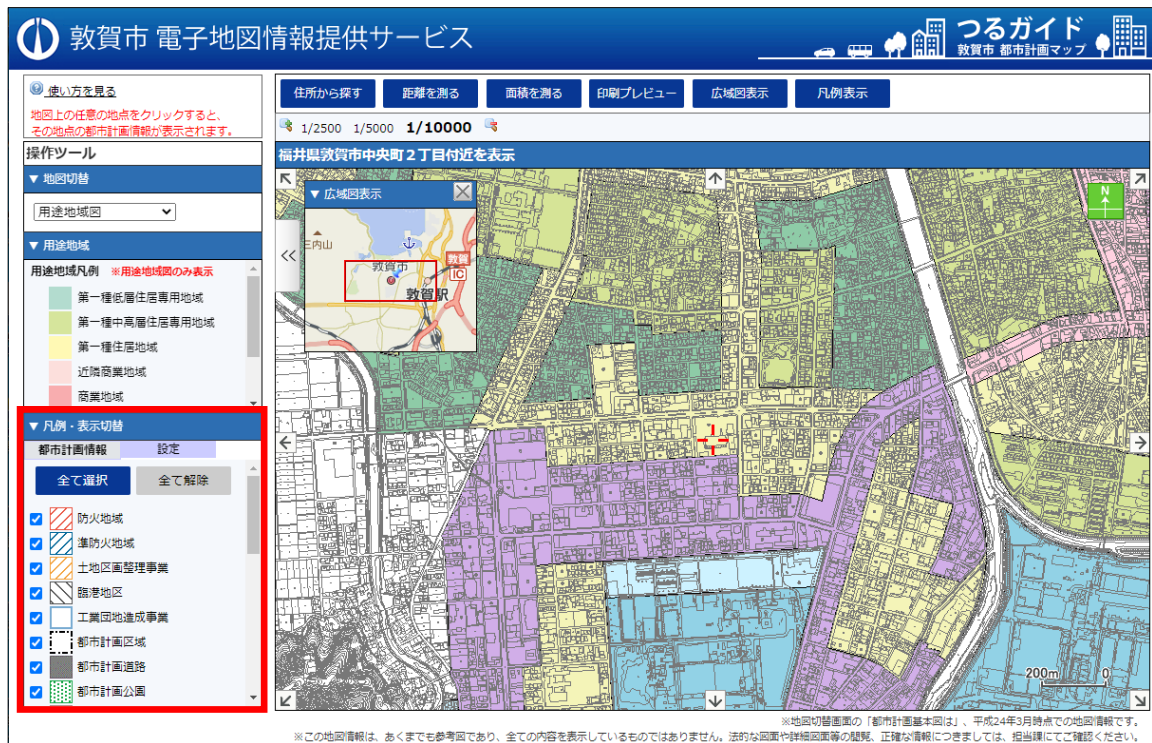
※背景図に使用している都市計画基本図は、平成24年3月時点の地図情報です。

The screenshot displays the 'Gafu City Electronic Map Information Service' interface. The main map area shows a detailed zoning map of Gafu City, with various colored zones such as residential, commercial, and industrial. The left sidebar contains a '地図切替' (Map Switch) menu where '用途地域図' (Zoning Map) is selected. Below this, there are options for '用途地域' (Zoning) and '凡例・表示切替' (Legend/Display Switch). The '凡例・表示切替' section includes checkboxes for various map features like fire zones, fire prevention zones, and urban planning areas. The top navigation bar includes search and measurement tools, and the bottom of the map area contains a disclaimer: '※この地図情報は、あくまでも参考図であり、全ての内容を表示しているものではありません。法的な図面や詳細図面等の閲覧、正確な情報につきましては、担当課にてご確認ください。' (This map information is only for reference and does not display all content. For legal maps or detailed maps, please contact the responsible department for accurate information.)

②必要に応じて、地図上に表示されている都市計画情報等を表示・非表示に切り替えることができます。

※用途地域の凡例表示を非表示に切り替えることはできません。

※上段の「全て選択」「全て解除」により凡例表示一括切り替えができます。



③お調べの住所を地図上に表示します。

※地図の操作方法は、以下の3つのとおりです。

- ・地図の縁に配置されている「8方位スクロールボタン」により移動させる
- ・地図上に表示しているアイコン以外の場所でマウスをドラッグすることで地図をドラッグスクロールさせる
- ・広域図表示上で、左クリックしてその時点を表示させる

※「住所から探す」（詳細はP 14）から入力して検索することもできます。



- ④お調べの住所をクリックすると、該当地点における属性画面が表示されます。
- ※ここでは、市役所の住所を検索します。
- ※必要に応じて、地図を拡大・縮尺して表示することができます。

[凡例表示](#)

### 敦賀市都市計画情報

令和元年9月20日現在の内容

- ・以下の情報は、の先端における内容です。規制境界付近は必ず担当課で御確認ください。
- ・重要交差点や規制交差点などについては別途ご確認ください。
- ・都市計画施設(道路・公園など)の区域の施行区域内において建築物の建築をしようとする場合は、許可申請の提出が必要となります。

名称	内容	名称	内容
都市計画区域	区域内	土地区画整理事業	松島地区土地区画整理事業(施行済)
区域区分	非線引き ※	臨港地区	-
用途地域	第一種住居地域	工業団地造成事業	-
特別用途地区	-	都市計画道路	-
土地利用調整条例	-	都市計画公園	-
容積率/建ぺい率	200%/60%	都市施設	-
各種規制	外壁の後退距離:- 建築物の敷地面積の最低限度:- 建築物の高さの限度:-	開発許可	-
防火・準防火地域	建築基準法第22条区域	立地適正化区域	新市街地拠点区域 居住誘導区域
		屋外広告物規制地域	第1種禁止地域
		景観計画区域	景観区域

※都市計画区域内外問わず、敦賀市自体が「非線引きを都市」となりません。  
 ・この図は、本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図として御利用ください。

敦賀市中央町2丁目付近を表示

参考図

1/2500 1/5000 1/10000
閉じる

(2) 「用途地域以外の規制図」を確認したい場合

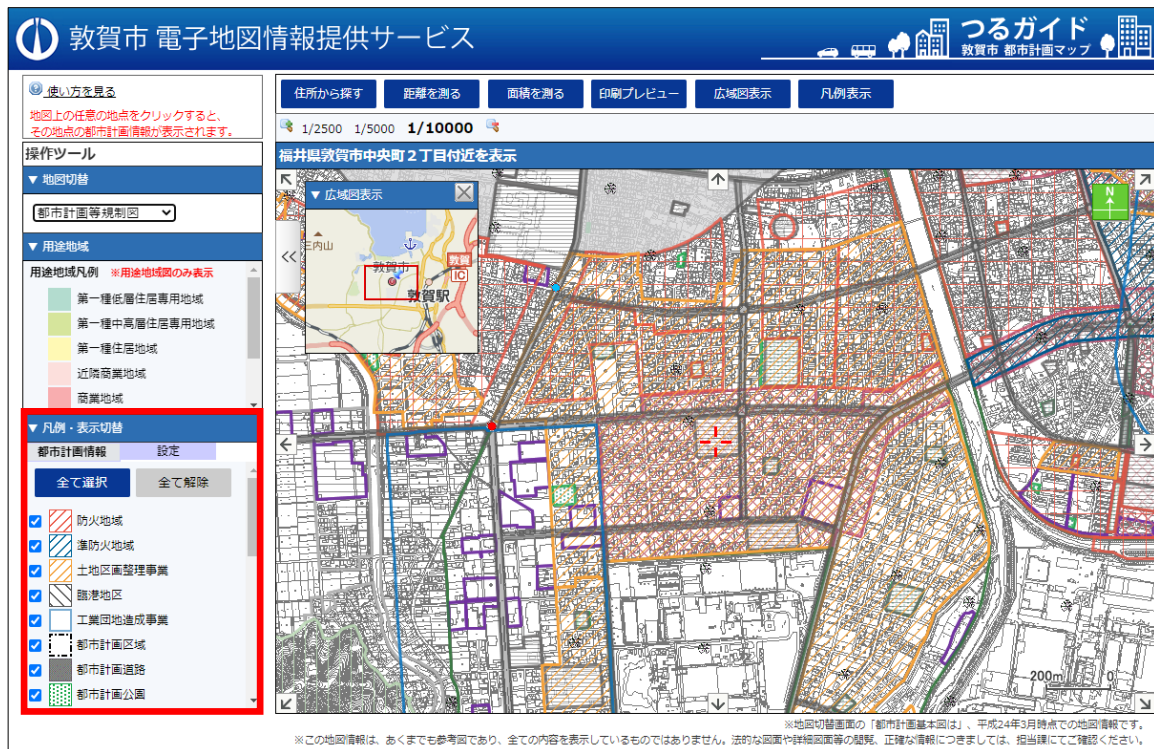
① 「地図切替タブ」から「都市計画等規制図」を選択します。

※背景図に使用している都市計画基本図は、平成24年3月時点の地図情報です。

The screenshot shows the 'Gafu City Electronic Map Information Service' interface. At the top, there are navigation buttons: '住所から探す' (Search by address), '距離を測る' (Measure distance), '面積を測る' (Measure area), '印刷プレビュー' (Print preview), '広域図表示' (Wide area map), and '凡例表示' (Legend). The main map area displays '福井県敦賀市中央町2丁目付近を表示' (Display area around 2-chome, Chuo-cho, Gafu City, Fukui Prefecture) with a scale of 1/10000. On the left, the '地図切替' (Map Switch) menu is highlighted with a red box, and '都市計画等規制図' (Urban Planning and Regulation Map) is selected. Below it, the '用途地域' (Use District) section lists various zones like '第一種低層住居専用地域' (First-type low-rise residential exclusive zone). The '凡例・表示切替' (Legend/Display Switch) section has '都市計画情報' (Urban Planning Information) selected, and a list of planning items with checkboxes, including '防火地域' (Fire hazard area), '準防火地域' (Quasi-fire hazard area), '土地区画整理事業' (Block reorganization project), '臨港地区' (Port area), '工業団地造成事業' (Industrial park development project), '都市計画区域' (Urban planning area), '都市計画道路' (Urban planning road), and '都市計画公園' (Urban planning park). At the bottom, a disclaimer states: '※この地図情報は、あくまでも参考図であり、全ての内容を表示しているものではありません。法的な図面や詳細図面等の閲覧、正確な情報につきましては、担当課にてご確認ください。' (This map information is only for reference and does not display all content. For legal drawings, detailed drawings, etc., and accurate information, please contact the responsible department.)

②必要に応じて、地図上に表示されている都市計画情報等を表示・非表示に切り替えることができます。

※用途地域を表示することはできませんので、用途地域を確認したい場合は地図切替タブを「用途地域図」に切り替えてください。



③お調べの住所を地図上に表示します。

※地図の操作方法は、以下の3つのとおりです。

- ・地図の縁に配置されている「8方位スクロールボタン」により移動させる
- ・地図上に表示しているアイコン以外の場所でマウスをドラッグすることで地図をドラッグスクロールさせる
- ・広域図表示上で、左クリックしてその時点を表示させる

※「住所から探す」（詳細はP 14）から入力して検索することもできます。

④お調べの住所をクリックすると、該当地点における属性画面が表示されます。

※ここでは、市役所の住所を検索します。

※必要に応じて、地図を拡大・縮尺して表示することができます。

※地図上では「用途地域」は表示されませんが、属性画面上には用途地域の情報を確認することができます。

凡例表示

### 敦賀市都市計画情報 令和元年9月20日現在の内容

・以下の情報は、の先端における内容です。規制境界付近は必ず担当課で御確認ください。  
 ・重要交差点や規制交差点などについては別途ご確認ください。  
 ・都市計画施設(道路・公園など)の区域の施行区域内において建築物の建築をしようとする場合は、許可申請の提出が必要となります

名称	内容	名称	内容
都市計画区域	区域内	土地地区画整理事業	松島地区土地地区画整理事業(施行済)
区域区分	非線引き ※	臨港地区	-
用途地域	第一種住居地域	工業団地造成事業	-
特別用途地区	-	都市計画道路	-
土地利用調整条例	-	都市計画公園	-
容積率/建ぺい率	200%/60%	都市施設	-
各種規制	外壁の後退距離:- 建築物の敷地面積の最低限度:- 建築物の高さの限度:-	開発許可	-
防火・準防火地域	建築基準法第22条区域	立地適正化区域	新市街地拠点区域 居住誘導区域
		屋外広告物規制地域図	第1種禁止地域
		景観計画区域	景観区域

※都市計画区域内外問わず、敦賀市自体が「非線引きを都市」となりません。  
 ・この図は、本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図として御利用ください。

敦賀市中央町2丁目付近を表示



1/2500 1/5000 1/10000

閉じる

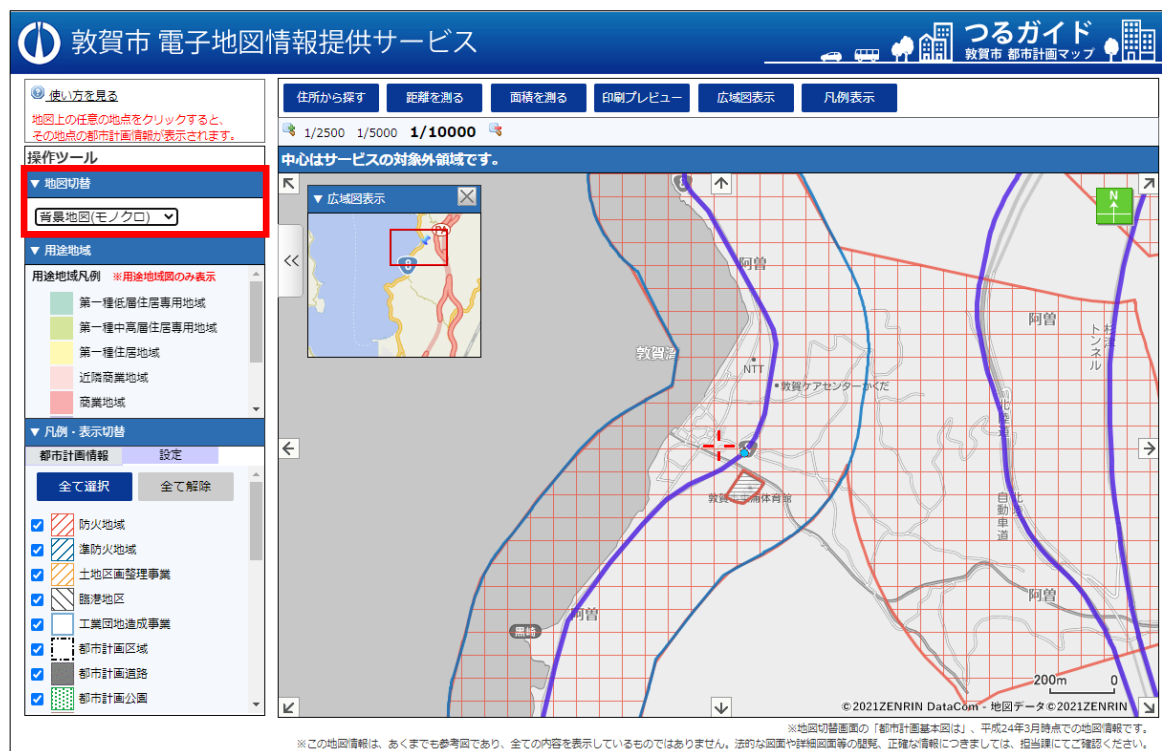
(3) 「屋外広告物条例に関する規制図」を確認したい場合

①全ての地図から確認することができます。

ここでは、「地図切替タブ」から「背景地図 (モノクロ)」を選択します。

※背景図に使用しているゼンリン地図は、おおよそ3ヵ月に1回の更新で行っています。

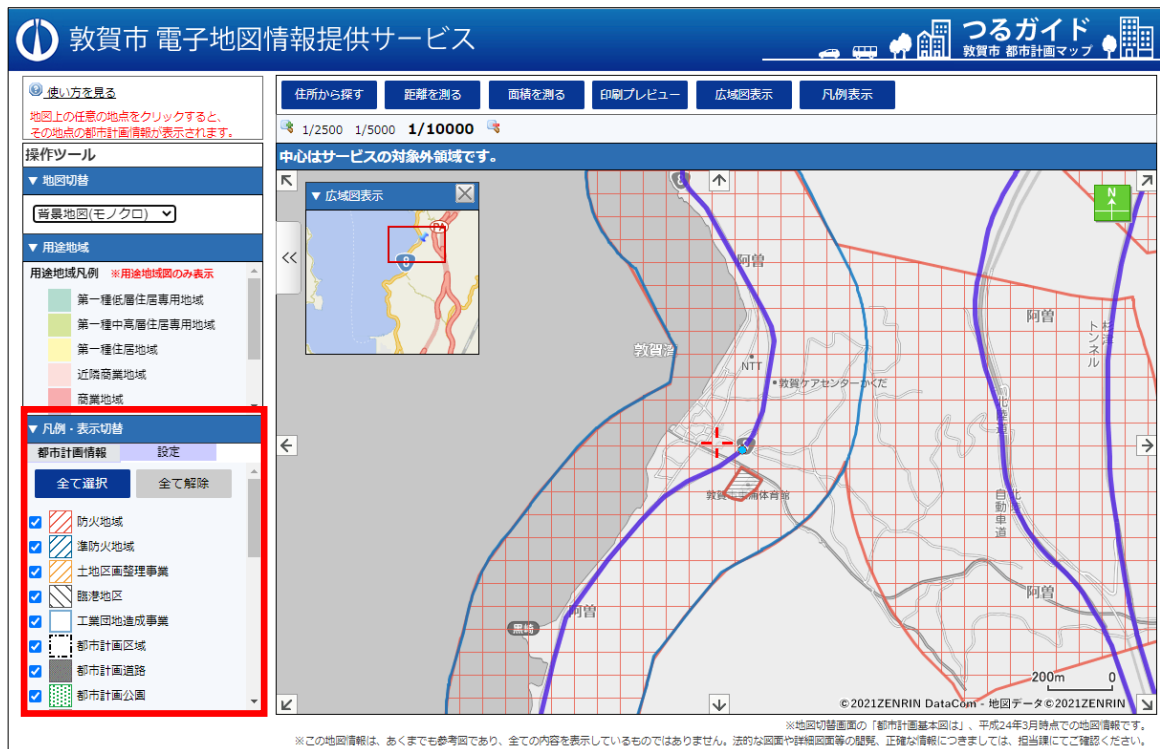
※都市計画区域外の規制内容は、屋外広告物規制地域図及び景観計画区域を確認する場合のみにご利用ください。



②必要に応じて、地図上に表示されている都市計画情報等を表示・非表示に切り替えることができます。

※用途地域を表示することはできませんので、用途地域を確認したい場合は地図切替タブを「用途地域図」に切り替えてください。

※都市計画区域外の地図は、「屋外広告物条例に基づく区域」のみ表示となっておりますので、それ以外の都市計画情報等は非表示に切り替えてご利用ください。



③お調べの住所を地図上に表示します。

※地図の操作方法は、以下の3つのとおりです。

- ・地図の縁に配置されている「8方位スクロールボタン」により移動させる
- ・地図上に表示しているアイコン以外の場所でマウスをドラッグすることで地図をドラッグスクロールさせる
- ・広域図表示上で、左クリックしてその時点を表示させる

※「住所から探す」(詳細はP 14) から入力して検索することもできます。

④お調べの住所をクリックすると、該地点における属性画面が表示されます。

※ここでは、阿曾ふれあい会館の住所を検索します。

※必要に応じて、地図を拡大・縮尺して表示することができます。

※属性画面では、「屋外広告物規制地域図」及び「景観計画区域」のみ確認することができます。

(注) 都市計画区域外は、敦賀市土地利用調整条例上の計画により独自の用途規制をかけております。本サイト上の属性画面では規制内容を表示しておりませんので、

都市政策課窓口までお問い合わせください。

[凡例表示](#)

### 敦賀市都市計画情報

令和元年9月20日現在の内容

- 以下の情報は、の先端における内容です。規制境界付近は必ず担当課で御確認ください。
- 重要交差点や規制交差点などについては別途ご確認ください。
- 都市計画施設(道路・公園など)の区域の施行区域内において建築物の建築をしようとする場合は、許可申請の提出が必要となります。

名称	内容	名称	内容
都市計画区域	区域外	土地区画整理事業	-
区域区分	非線引き ※	臨港地区	-
用途地域	-	工業団地造成事業	-
特別用途地区	-	都市計画道路	-
土地利用調整条例	-	都市計画公園	-
容積率/建ぺい率	-	都市施設	-
各種規制	外壁の後退距離:- 建築物の敷地面積の最低限度:- 建築物の高さの限度:-	開発許可	-
防火・準防火地域	-	立地適正化区域	-
		屋外広告物規制地域	第3種禁止地域
		景観計画区域	屋外広告物届出対象路線 景観区域

※都市計画区域内外問わず、敦賀市自体が「非線引き都市」となります。

この図は、本市の都市計画に関する証明ではありません。参考図として御利用ください。

敦賀市阿曾付近を表示

**参考図**

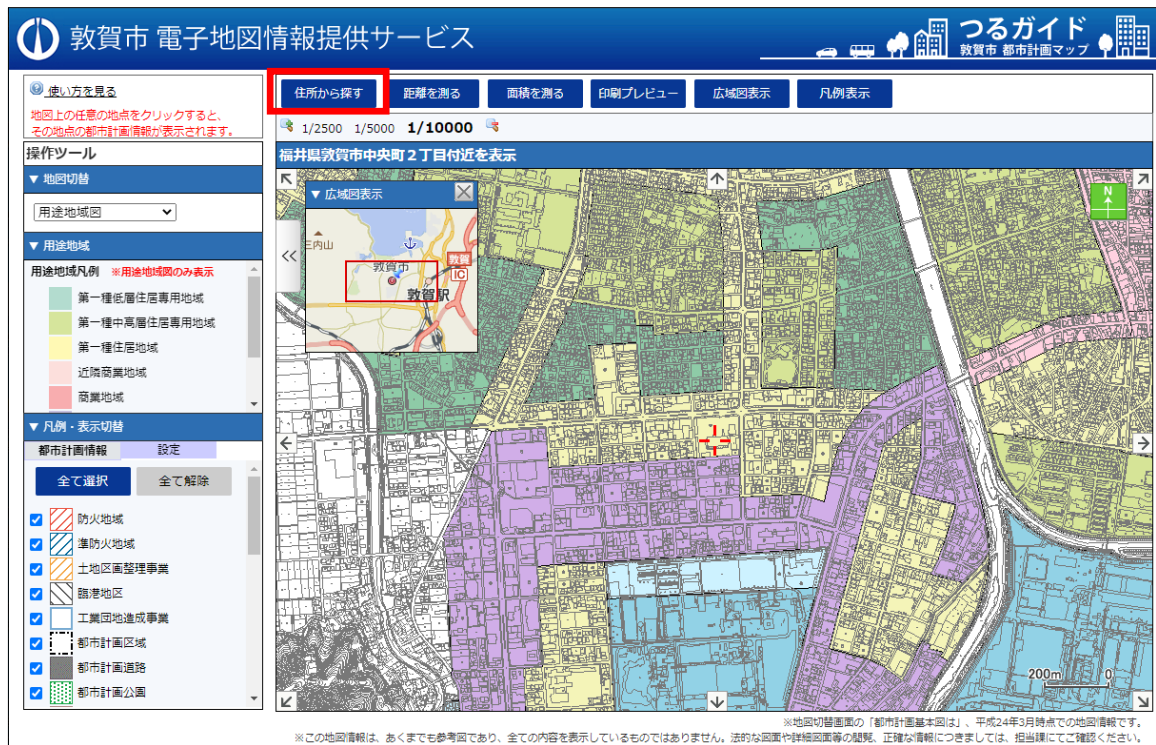
©2019 ZENRIN Co., Ltd. / ZENRIN  
1/2500 1/5000 1/10000

[閉じる](#)

## 5 各種機能の使用法

### (1) 住所から探す

①コマンドメニューの「住所から探す」をクリックします。



②住所検索ウィンドウが表示されますので、「キーワード検索」タブの入力欄に住所の一部を入力して「検索」ボタンをクリックします。


## 住所検索

**キーワード検索** 一覧検索

住所の一部を入力してください。  
丁目の数字は全角数字で入力してください。※全角漢数字は不可。

複数の語句で検索を行う場合は、  
語句と語句の間に空白を入力してください。  
●全ての語句を含む ○いずれかの語句を含む



③入力欄の下に検索結果が一覧で表示されますので、一覧の横にある「」ボタンをクリックすると該当住所に地図を移動します。

※ここでは、敦賀市役所の住所を検索します。

## 住所検索

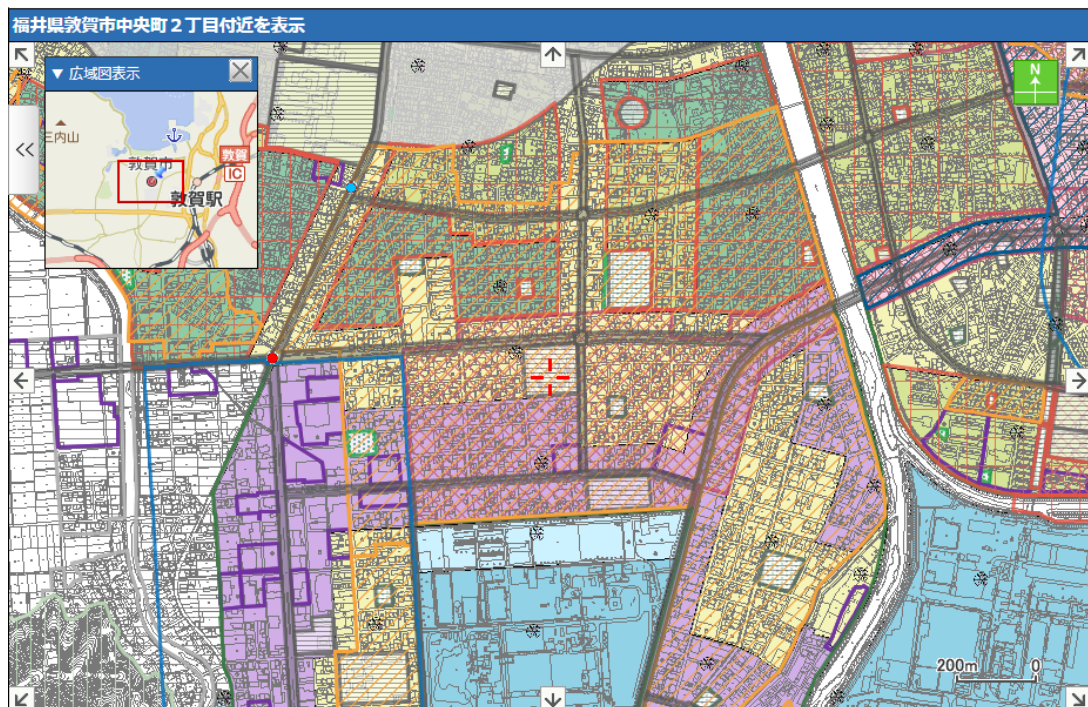
**キーワード検索** **一覧検索**

住所の一部を入力してください。  
丁目の数字は全角数字で入力してください。※全角漢数字は不可。

敦賀市中央町2丁目1-1

複数の語句で検索を行う場合は、  
語句と語句の間に空白を入力してください。  
●全ての語句を含む ○いずれかの語句を含む

検索総数1件 1/1ページ 1件目から1件目を表示



- ④ 「一覧検索」タブをクリックすると住所の一覧が表示されます。

## 住所検索

キーワード検索		一覧検索	
住所を選択してください。 福井県 > 敦賀市			
あ			
<a href="#">相生町</a>	⇨	<a href="#">赤崎</a>	⇨
<a href="#">拳野</a>	⇨	<a href="#">麻生口</a>	⇨
<a href="#">筋生野</a>	⇨	<a href="#">井川</a>	⇨
<a href="#">石ケ町</a>	⇨	<a href="#">泉ケ丘町</a>	⇨
<a href="#">市橋</a>	⇨	<a href="#">五幡</a>	⇨
<a href="#">色</a>	⇨	<a href="#">色浜</a>	⇨
<a href="#">浦底</a>	⇨	<a href="#">永大町</a>	⇨
<a href="#">追分</a>	⇨	<a href="#">大蔵</a>	⇨
<a href="#">岡山町</a>	⇨	<a href="#">奥麻生</a>	⇨
<a href="#">小河</a>	⇨	<a href="#">小河口</a>	⇨
か			

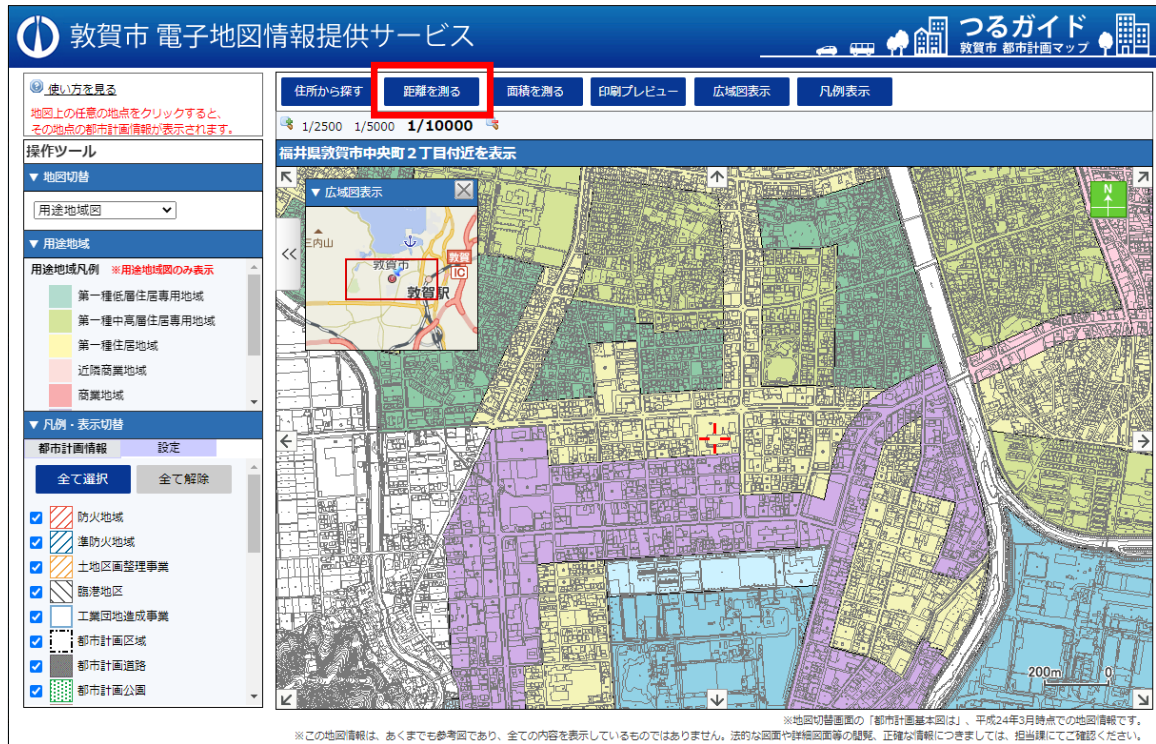
- ⑤ 下線のある住所名称をクリックするとさらに詳細な住所が表示されますので、一覧の横にある「⇨」ボタンをクリックすると該当住所に地図を移動します。

## 住所検索

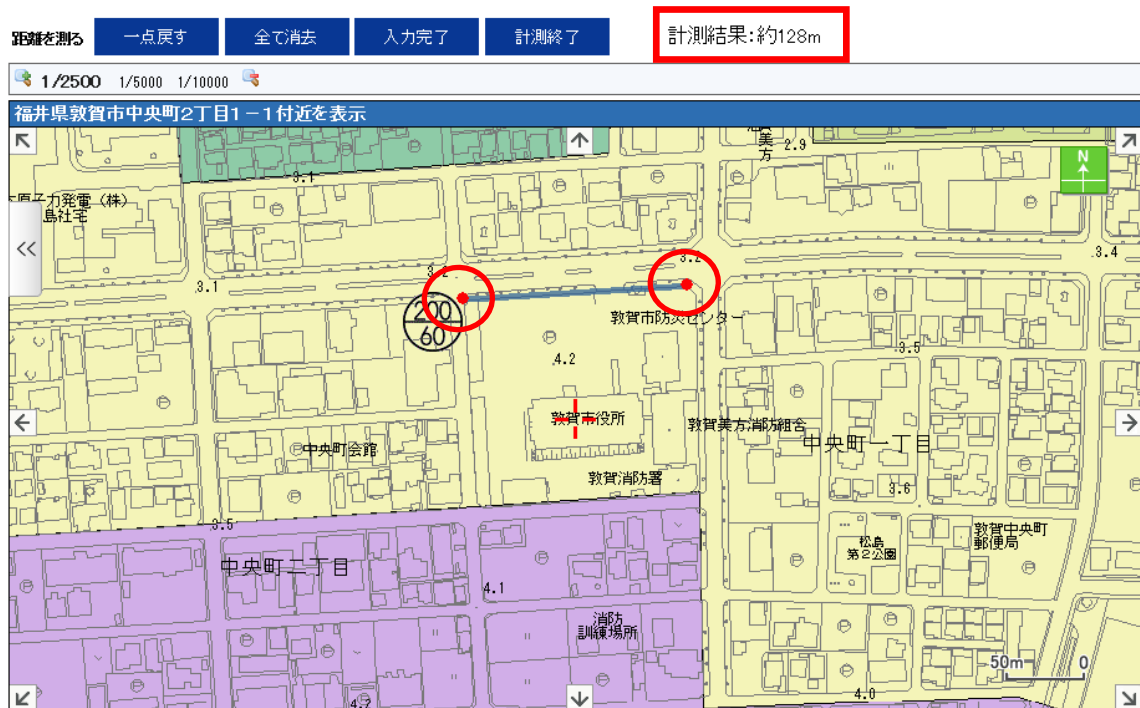
キーワード検索		一覧検索	
住所を選択してください。 福井県 > 敦賀市 > 中央町			
<input type="text" value="1丁目"/>	⇨	<input type="text" value="2丁目"/>	⇨
<a href="#">閉じる</a>			

(2) 距離を測る

①コマンドメニューの「距離を測る」をクリックします。



②計測したい時点を順に、地図上をクリックしていき、2点以上になると距離が表示されます。



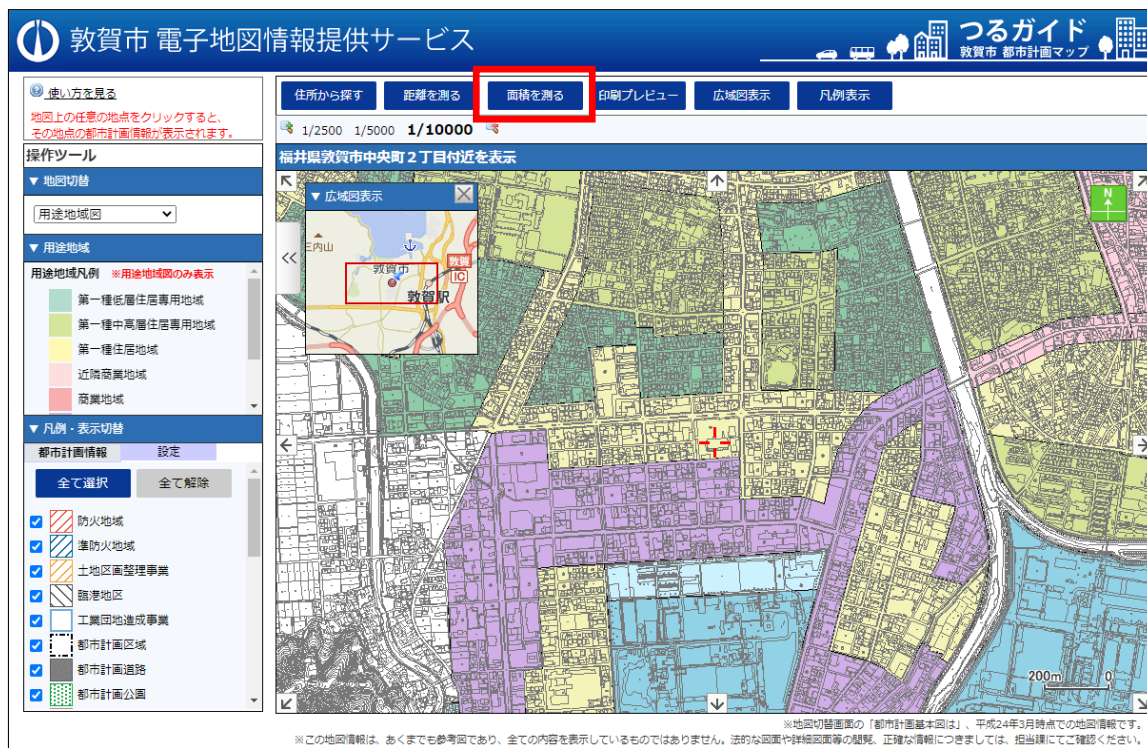
③入力を間違えた場合は、「一点戻す」をクリックします。

大半の部分を再入力したい場合は、「全て消去」をクリックします。

また、別の時点で再度距離計測をする場合は、「入力完了」をクリックします。

### (3) 面積を測る

①コマンドメニューの「面積を測る」をクリックします。



②計測したい時点を順に、地図上をクリックしていき、3点以上になると面積が表示されます。



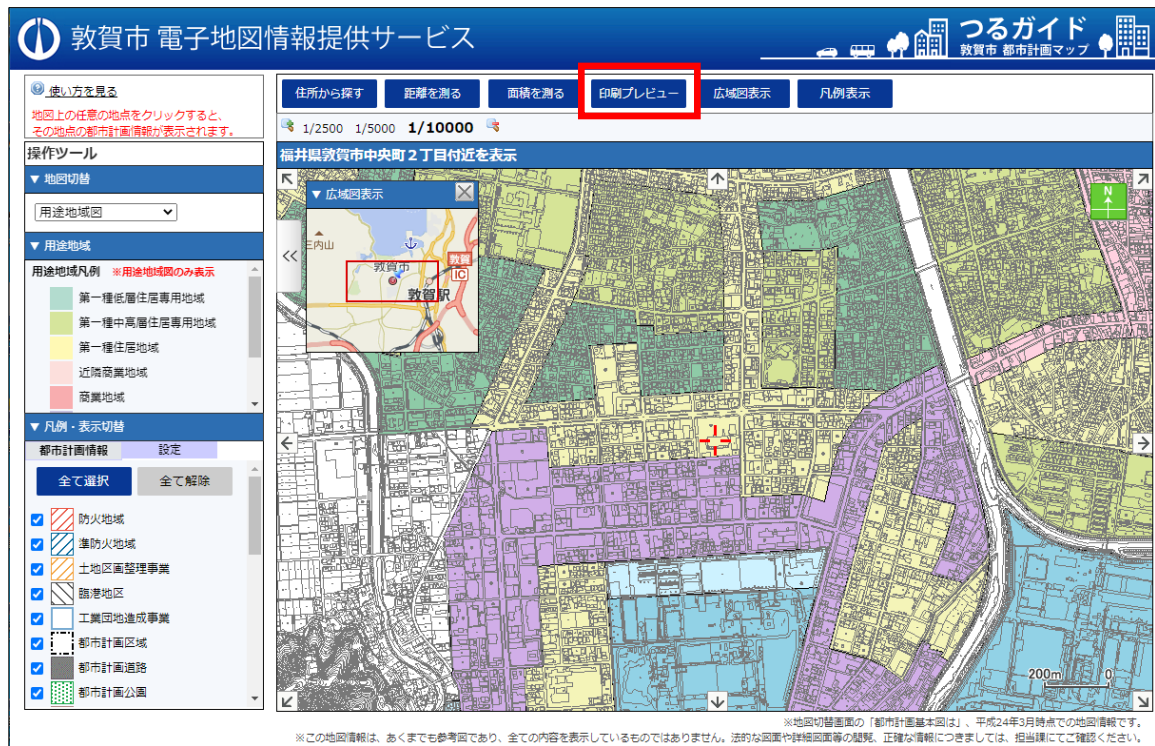
③入力を間違えた場合は、「一点戻す」をクリックします。

大半の部分を再入力したい場合は、「全て消去」をクリックします。

また、別の時点で再度面積計測をする場合は、「入力完了」をクリックします。

(4) 地図を印刷する。

①コマンドメニューの「印刷プレビュー」をクリックします。



②用紙選択から印刷したい用紙サイズ・方向を選択します。



③印刷画面（プレビュー）が表示されますので、左上の「印刷」ボタンをクリックすると印刷ダイアログが表示されます。

※ブラウザやプリンタの設定によっては1ページに収まらない場合があります。

